

おらほの



教室

1月に『町県民税申告のご案内』を送りました

「町県民税申告のご案内」は、令和5年1月1日現在で南三陸町に住居登録のある世帯に送付しています。同封しました「令和4年度 町県民税申告の手引」と「申告チェックリスト」をご覧ください、申告相談受付期間中に必要な手続きをとられるようお願いいたします。

必要な書類が全部整っていないと申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。申告会場に早く来場しても必要な書類が全部整っていない場合は、順番が後回しになります。きちんと準備してから来場してください。

また、漁業や農業、自営業などの事業収入のある人、または不動産収入がある人は、必ず「収支内訳書」を作成してください。詳しくは、国税庁のホームページ (https://www.nta.go.jp) をご覧ください。

前年中に収入がなかった人も、「収入がない旨」の申告が必要です!!

前年中に収入が全くなかった人、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険など）のみの人、家族などに扶養されている人も町県民税の申告が必要です。申告がなされると、町では収入や所得の情報がわからないため、翌年度分の所得証明書や課税（非課税）証明書などの発行ができません。また、町県民税の所得情報は、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの計算に使用されますが、申告をしないと、各種保険税（料）などの軽減が受けられず、保険税（料）や医療・介護・福祉サービスの利用者負担額が高額に算定される場合があります。

各種保険税(料)の軽減が受けられない



税証明書の交付が受けられない

※「収入が全くない」「非課税所得のみ」「家族などに扶養されている」に該当する人は、「町県民税申告の手引」内の「収入のない旨の届出書 兼 扶養控除の申出書」を忘れずに提出してください（用紙は切り取って使用できます。）。

気仙沼税務署からのお知らせ

★税務署「申告書作成会場」の開設期間などについて

- 令和4年分所得税などの申告書作成会場を次のとおり開設します。
●開設場所 気仙沼税務署
●開設期間 2月1日(水)～3月15日(水) <土・日・祝日を除く>
●開設時間 午前9時～午後5時 ●受付時間 午前9時～午後4時
※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
「入場整理券」は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページなどによりお知らせします。「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。来署の際、マイナンバーカードをお持ちの方は、パスワードを確認のうえ、申告者のマイナンバーカードをご持参願います。また、必ず収支内訳書（一般用、農業所得用、不動産所得用）、医療費控除の明細書を作成の上、お越しください。
※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

★ご自宅での申告書などの作成・提出にご協力ください

申告書作成会場の混雑緩和などのため、会場への入場者数を制限しますので、ご自宅のスマホやパソコンから、QRコードを読み込み、ご自宅からe-Taxでの提出をお願いします。
なお、郵便での申告書などの提出も受付していますので、三密防止にご協力ください。



★国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的なご相談は「仙台国税局電話相談センター」でお答えします。気仙沼税務署へ電話し、音声案内に従って番号を選択すると電話相談センターに繋がります。

気仙沼税務署 ☎22-6780

「毎年、年金収入だけで…」



昨年、町の申告相談会場に行ったら、「申告は必要ありません。」と言われたのだけど、今年も申告しなくていいの？



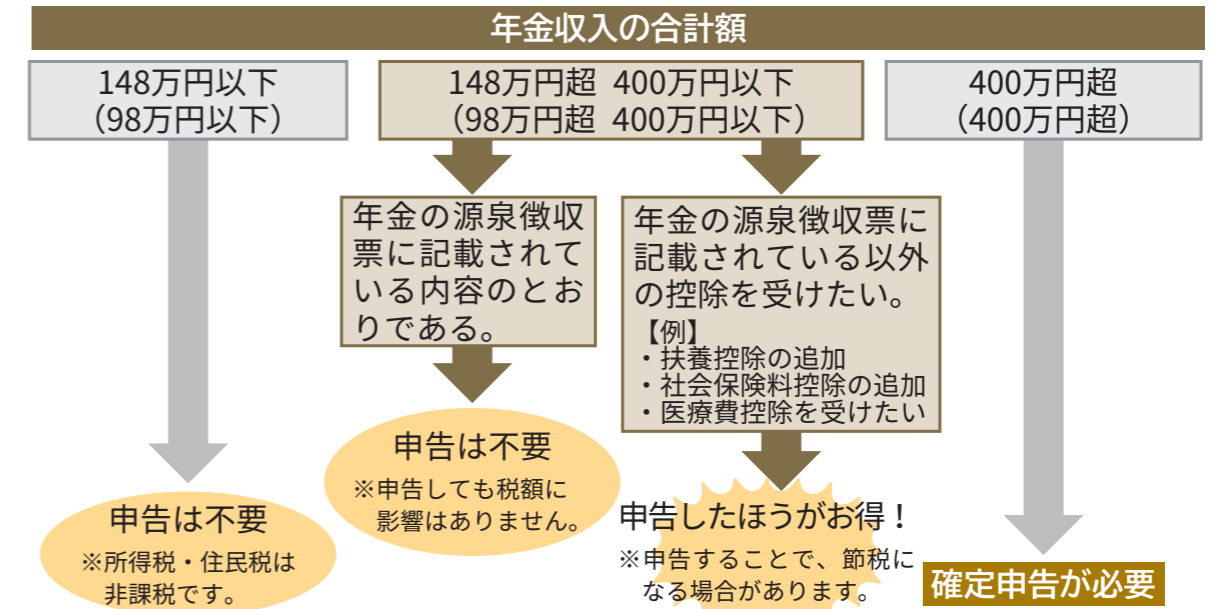
国民年金、厚生年金などの年金収入のみの人で、年金収入の合計額が148万円（65歳未満の人は98万円）以下の場合、所得税も町県民税も非課税となるため、申告の必要はありません。

年金収入の合計額が148万円（65歳未満の人は98万円）を超える人は、申告をしたほうが節税になる場合があります。

申告が必要か不要かを下図で確認しましょう。

年金収入のみの人で、申告が必要かどうか確認してみましょう！

次の区分に沿って、ご自分の年金収入の合計額をもとに確認してください。
※65歳未満の人は、（ ）内の金額を確認してください。



申告は不要 ※所得税・住民税は非課税です。

申告は不要 ※申告しても税額に影響はありません。

申告したほうがお得！ ※申告することで、節税になる場合があります。

確定申告が必要

＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

- 国民健康保険税……………第9期
介護保険料……………第8期
後期高齢者医療保険料…第8期

納付期限 2月28日(火)

口座振替日 2月27日(月)

町民税務課税務係 ☎46-1372